

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団  
児童発達支援センター

平成29年度  
業務標準マニュアル

社会福祉法人 堺市社会福祉事業団  
児童発達支援センター

# 目 次

1章	総則	
1、趣旨		
2、児童発達支援センターの役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 児童発達支援センターの療育の目的		
(2) 児童発達支援センターの特性		
(3) 子育て支援		
(4) 職員の専門性		
3、児童発達支援センターの社会的責任	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 利用者の人権の尊重		
(2) 地域交流と説明責任		
(3) 個人情報保護と苦情解決		
2章	児童発達支援センターの特性	
1、児童発達支援センターに通う子どもの特徴	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 肢体不自由児		
(2) 重症心身障害児		
(3) 知的障害児		
(4) 自閉症スペクトラム障害		
2、児童発達支援センターの保育	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1) 医療型児童発達支援センターにおける保育のねらい		
(2) 福祉型児童発達支援における保育のねらい		
3、児童発達支援センターにおけるリハビリテーション	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4、並行通園	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5、保護者支援	・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1) 保護者に対する支援の基本姿勢		
(2) 保護者に対する支援内容		
(3) 職種のとりのくみ		
5、地域支援	・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(1) 障害児相談支援事業		
(2) 保育所等訪問支援事業		
(3) 障害児等療育支援事業		
3章	療育の内容	
1、保育の内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(1) 保育のねらい及び内容		

(2) 保育実施上の配慮事項	
2、リハビリテーションの内容	12
(1) 通則	
(2) 児童発達支援センターにおけるリハビリのねらい	
(3) 各職種のねらいと内容	
(4) 福祉型児童発達支援センターでのとりくみ	
(5) 医療型児童発達支援センターでのとりくみ	
(6) リハビリに関わる配慮事項	
(7) 保護者支援	

#### 4章 療育の計画および評価

1、療育の計画	15
(1) 個別支援計画の考え方	
(2) 個別支援計画の作成と評価	
(3) 福祉型児童発達支援センターにおける計画票の内容	
(4) 医療型児童発達支援センターにおける計画票の内容	
(5) 計画作成上留意すべき事項	
2、療育内容の自己評価	17
(6) 職員の自己評価	
(7) 施設の自己評価	

#### 5章 健康および安全

1、子どもの健康支援	17
(1) 看護の目的と主な支援内容	
(2) 健康支援	
(3) 他職種との連携	
(4) 保護者支援	
2、環境および衛生管理	18
(1) 環境調節	
(2) 感染症対策	
3、安全管理	19
(1) 事故の予防	
(2) 事故後の対応	
4、給食	19
(1) 児童発達支援センターにおける給食（食事）の目的	
(2) 児童発達支援センターでの給食（食事）	
5、危機管理	20

<別紙>年間保育計画

# 1章 総則

## 1、 趣旨

- (1) この指針は、児童福祉法および障害者総合支援法に基づき、社会福祉法人堺市社会福祉事業団の管理運営する児童発達支援センターの療育の内容に関する事項、およびこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。
- (2) 各児童発達支援センターは、この指針（マニュアル）において規定される療育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各センターの実情に応じて創意工夫を図り、センターの機能およびサービスの質の向上に努めなければならない。

## 2、 児童発達支援センターの役割

### (1) 児童発達支援センターの療育の目的

児童発達支援センターは、児童福祉法第43条の規定に基づき、障害児に日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための指導およびリハビリにあたることを目的とする。

### (2) 児童発達支援センターの特性

児童発達支援センターは、その目的を達成するために、療育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達課題を踏まえ、児童発達支援センターにおける環境を通して、保育、診療、リハビリ、相談を一体的に行うことを特性としている。

#### 1、 子育て支援と地域支援

児童発達支援センターは、通所する子どもへの療育とともに、地域の様々な社会資源と連携を図りながら、通所する子どもの保護者、家庭への相談・支援に努めるものとする。また、地域の障害児やその家族への相談、障害児支援に関わる他の法人や事業所などへの援助、助言を行うなどし、療育支援の拠点としての役割を担うものである。

#### 2、 職員の専門性

児童発達支援センターにおける職員は、医師、看護師、セラピスト、児童指導員、保育士、栄養士、調理士、等それぞれの専門的知識、技術および判断をもって子どもの療育にあたるとともに、子どもの保護者に対する支援を行うものとする。

## 3、 児童発達支援センターの社会的責任

### ① 利用者の人権の尊重

児童発達支援センターは、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して療育を行わなければならない。また、利用者のプライバシーに配慮し、センターの設備や環境の整備を行っていかなければならない。

### ② 地域交流と説明責任

児童発達支援センターは通所支援の他、身近な地域の障害児支援の拠点として、地域にいる障害児や家族の支援、地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を行うものとする。また、地域社会との交流や関係機関との連携を図り、地域支援体制を強化すると

ともに、保護者や地域社会に、当該児童発達支援センターが行う支援の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

③ 個人情報の保護と苦情解決

児童発達支援センターは、堺市社会福祉事業団規程に基づき、通所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

## 2章 児童発達支援センターの特性

### 1、 児童発達支援センターに通う子どもの特徴

#### ① 肢体不自由児

脳性麻痺、二分脊椎、関節拘縮症、筋ジストロフィー、また染色体異常などの障害によって、運動障害を持つ子どものことである。運動機能の改善、獲得だけでなく二次障害の予防という観点からも継続的なリハビリが必要である。子どもの精神発達段階は、乳児期の段階から、精神発達の遅れのない子どもまでいるが、全体として、運動障害があるので、大人の援助を必要とすることが多く、生活が受け身的になったり、経験に偏りがみられることが多い。

#### ② 重症心身障害児

重度の身体障害と重度の知的障害を重複して持つ子どものことである。中枢神経系の障害である場合が多く、てんかん、視覚障害、聴覚障害、摂食障害、呼吸器障害など合併する障害を持つ場合が多い。リハビリのみならず、経管栄養や痰の吸引、人工呼吸器による呼吸管理、酸素吸入、導尿などの医療行為が、生活を送るために不可欠な子どもも多い。

#### (3) 知的障害児

一般に知能指数が70～75以下の知的機能に遅れのある子どものことであり、染色体異常や先天性代謝異常などを原因とする場合もあるが、原因が不明の子どもが多い。認知機能に遅れがあっても、子どもが発達していく道筋は基本的には同じであるので、正確に発達段階を見極めて、適宜適切な支援で、自らが発達過程を歩み集団参加していく子どもたちである。

#### (4) 自閉症スペクトラム障害児

幼児期においては、子どもの発達によってその行動特徴は変化していくが、次の3つの側面から定義づけられる。第1に、他者と目を合わせにくい、呼びかけても振り向かない、集団活動に参加しにくい、などの社会的関係を結ぶことに難しさがある。第2に、指さしがない、相手の手を取って要求する物の方にクレーンのように持っていく、ことばがあっても一方的で問いかけに答ええないなど、コミュニケーションにおいて難しさがある。第3には、丸い物を回したり、物を一列に並べるなど特定の行動を好んだり、強いこだわりがあるなど興味の偏った行動がみられる。子どもの発達段階は、ことばの出ない段階から、認識面ではとくに発達の遅れのない段階まで幅広い。

### 2、 児童発達支援センターの保育

#### (1) 医療型児童発達支援センターにおける保育のねらい

##### (ア) 低年齢児の保育 (0～2歳)

低年齢期の療育では、発達の土台となる生理的基盤を保護者とともに整えていくことが課題のひとつである。子ども自身の育ちの弱さからくる子育てのしづらさと、わが子の障害の重さゆえ育児を楽しみにくい保護者とともに、医師、看護師、セラピストなど多職種と連携しつつ生理的基盤の

土台を作り、保護者が前向きに子育てに向き合えるよう支援していくのが低年齢児の親子保育である。

また、親子関係を深め、大人との安心できる信頼関係を広げていけるよう支援することがもう一つの課題である。子ども自身が「楽しいなあ」「気持ちいいなあ」と感じられる関わりを親子あそびを通して保護者とともにみつけていく。楽しい気持ちを保護者が子どもと共有、共感しあうことで、子ども自身の表現手段広げ、大人との信頼関係を深められるよう支援する。

#### (イ) 肢体不自由児の保育

低年齢時期に親子保育で経験したあそびを、保護者以外の大人とも楽しめることをねらいに、担任やささまざまな大人と安心できる関係を広げていく。

また、年齢に合わせた生活経験も考慮しながら、子どもたちが介助されながらも受身ではなく「(ジブンデ)できた」と達成感を感じられるようにする。また、生活経験をひろげていく取り組みとして園外保育やクッキング保育、集団を意識した活動として当番活動やごっこ遊び、5歳児では5歳児わくわく保育や保育所との交流、行事での年長児としての役割など年齢に応じた活動を行う。

#### (ウ) 重症心身障害児の保育

重症心身障害児は多くの身体的介助が必要なため、どうしても保護者と心理的にも密着した関係になりがちで、保護者が子どもの動きや気持ちを先取りしてしまうことが少なくない。保育は、基本的には肢体不自由児と同じクラスで、同じ保育内容・ねらいをもって行うが、集団の中で子どもの出す小さなサインを保育者は見逃がさず、子どもからの発信を受け止めていく努力が必要である。

重症心身障害児にとっては「眠る」「食べる」「排泄する」といった、生きていくために最低限必要な営みそのものが非常に困難である。そのため、生理的な基盤を整え、快の状態をつくることが療育の大きなねらいとなる子どもが多い。そして、常に介助が必要なだけでなく、服薬や吸入・吸引、経管栄養といった医療的なケアを欠かすことができない。他職種との連携が不可欠である。

#### (2) 福祉型児童発達支援センターにおける保育のねらい

福祉型児童発達支援センターにおいては、ほとんどの子どもが知的障害と自閉症スペクトラム障害の傾向を併せ持っており、以下のような点を保育のねらいとしている。

##### ① 「安心できる大人がいる生活」～大人との信頼感を大切に～

障害ゆえに感覚的な過敏さやアンバランスさ、コミュニケーションの困難さを持っている子どもが多く、変化やいつもと違うことに対する不安も大きい。また、こだわりが強かったり、自分の思いが伝わらずにパニックを起こしてしまうこともある。そういった子どもの「不安」や「葛藤」に大人がていねいに寄り添い、支えていく中で大人への安心感や信頼感を築き、安心して園生活を送ることができるようにする。

## ②「見通しがもてる生活」

子どもが安心して園生活を送るためには、子ども自身が見通しをもって生活ができることが大切である。

日々の生活に、できるだけ毎日同じ「場所・時間・活動」を取り入れることで、子どもは次の活動を見通すことができる。また、「ことばで伝える」だけでなく、活動の予定や内容を写真や絵カードなど、視覚的に分かりやすいツールを合わせて用いることで、子どもはその内容を理解しやすくなる。

子どもへの言葉かけは、具体的で、肯定的であることに留意する。

## ③「自分でできた」という達成感・「～してみよう」と意欲のもてる生活

知的障害児、自閉症スペクトラム障害児は、身体の使い方に不器用さがみられたり、感覚の過敏さや鈍感さがある場合も多く、成功体験が得られにくい。大人が無理強いするのでなく、子ども自身が葛藤しながらも自分でできることを少しずつ、確実に積み重ね「できる自分」を実感することで自己肯定感が育まれる。そのためにも、一人ひとりの行動を丁寧に観察し、教材や遊び、生活場面の設定を工夫しなければならない。

「自分でできた」という満足感を実感できることが、次への「～してみよう」という意欲の持てる生活につながる。

## ④「友だちと一緒に」が楽しいと感じられる生活

一人ひとりの特性や課題に迫った療育とともに、子ども集団を意識した取り組みが不可欠である。子どもは集団の中で育つものであり、大人や友だちへのあこがれが芽生えたり、子ども同士ぶつかり合うなかで、相手の気持ちに気付くようになる。

子ども自身が大人や友だちと「一緒に楽しい」という気持ちを膨らませ、人と関わる楽しさや、意欲、興味を広げ、集団の中で自分の役割が果たせた喜びや存在感を抱けるような集団作りが保育には求められる。

## 3. 児童発達支援センターにおけるリハビリテーション

- 子どもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重しながら支援する。
- 子どもの発達の可能性を見出して最大限に力を発揮できるように豊かな発達を支援する。
- 子どもと家族が主体的な生活が送れるように、また地域社会の中で生活していく力を育ていけるように、個々に応じた適切な支援をおこなう。
- 家族の願いを受けとめ、子どもの生活年齢や障害の程度、発達年齢に配慮し、適切に支援する。また、親子関係や保護者の子育ての考え方、生活環境に十分配慮して対応する。
- 子どもの生活が豊かに展開できるよう、施設内の職員、さらには利用者を取り巻く関係者の方々と連携を図る。
- 社会の変化と要請に応えるために専門家としての知識と技量を高めることに努め、自覚と責任を持ってサービスの質的向上に努める。



## 4、 並行通園

### ①ねらい

地域の幼稚園や保育所（園）等に在籍する子どもとその保護者に対して、専門的療育を提供し、在籍園での生活への適応を支援する。

### ② 対象

保育所・幼稚園等に在籍し、専門療育を必要とする3～5歳児のうち、（ア）全般的な発達に課題がある子ども及び、（イ）主に対人関係や社会性に課題がある子ども

### ③ 療育の形態

（ア）全般的な発達に課題がある子ども

週1回1年間の療育、1グループ6名程度の集団療育

（イ）主に対人関係や社会性に課題がある子ども

月2回全8回の療育、1グループ6名程度の集団療育

### ④ 療育の内容

（ア）「好きなあそびが限られていて活動に参加しにくい」「手先の不器用なところがあり、皆と同じように取り組みにくい」などの課題を持つ子どもに、楽しい遊びを中心とした活動を通して、のびのびと自分の思いを発揮したり、大人と楽しい気持ちを共感することを積み重ね、在籍園での生活をより楽しく過ごせるように支援を行う

（イ）「落ち着きがない」「自分の気持ちをうまく表現できない」「集団の中で友だちとうまく遊べない」などの課題をもつ子どもの、発達や行動特性を丁寧に評価し、皆の前で発表する経験をしたり、簡単なルールのある活動に取り組むことで、社会性を育む支援を行う。

## 5、 保護者支援

### （1） 保護者に対する支援の基本姿勢

児童発達支援センターに通う子どもたちの保護者は、わが子の発達の遅れや障害について告知を受けて間もない方や気づきながらも受け入れられずに悩んでおられる方が多い。入園はしたが、子育てや子どもの将来に対する不安を抱え、障害の理解と受容に苦しみ、揺れながらセンターに通われている。そういった時期の保護者に対して、一人ひとりのおかれている立場や思いを受け止め、話をまずは聞くことが支援の第一歩である。保護者の思いに寄り添いながら信頼関係を築き、保護者自身が解決し、乗り越えていけるように一緒に考え、情報提供を行う。また、関係機関とも連携しながら、療育に保護者も参加するなかで、わが子の育ちや生きる力を実感し、前向きに子育てしていけるように援助を行う。

### （2） 保護者に対する支援内容

それぞれの職種が、互いに連携しつつ、個々の保護者に対して、さまざまな相談や情報提供を行うものとする。個々の保護者への対応とあわせて、全体として次のような取り組みを行う。

#### ① 家庭訪問

入園後、半月程度を目安に家庭訪問を行い、家庭環境や保護者の思いを知る機会とする。また、必要に応じて担任や児童発達支援管理責任者が随時訪問する。

② 家庭連絡帳（おたより帳）

毎日の子どもの様子を園と家庭それぞれで記録し、伝え合う。

③ 園だより

月 1 回発行。行事予定や各職種や保護者会の取り組み、社会資源の利用の紹介などを行っている。

④ クラスだより

クラスの保育予定やねらい、取り組みの様子などを伝える。

⑤ 個人懇談

年 3 回、個別支援計画に基づいて子どもの姿や課題、目標等について保護者と確認する。

⑥ クラス懇談会

学期に 1 回、クラスの保育の様子やクラス保育のねらいなどについて保護者と確認したり、情報の提供や保護者同士の交流の機会とする。

⑦ 保護者学習会

子どもの発達、障害、健康、食事、リハビリなどについて、各職種による学習会を実施する。子育てや進路などの分野ではテーマに応じて、卒・退園児の保護者に講師を依頼することもある。

(3) 職種のとりくみ

① 児童発達支援管理責任者

入園に関わるアセスメントや見学、入園手続き等センター利用の当初から保護者に寄り添いスムーズな利用につなげる。入園後は、子育ての悩みや家庭の問題等保護者の状況に合わせて様々な相談に応じ支えていくとともに、手帳の取得や社会資源の紹介など情報の提供に努める。また、進路相談では担任、他職種とも連携しながら就園・就学の見学や体験等を関係機関と調整し、保護者の相談にも主導的に関わっていく。

② 発達相談員

年に 1 回全園児を対象に保護者の参加のもとで発達検査を実施し、検査場面で見られる子どもの姿と、保育やリハビリ、家庭生活の様子を考え合わせながら、保護者と共に子どもの発達の状況や課題を共有し合い、生活や子育てについて考え合う場とする。また、発達検査の結果から得られる、子どもの発達の課題をケース会議などを通し担任、医療関係職種とも確認し合うことで、療育実践に生かしていく意義をもつ。

5、 地域支援

(1) 障害児相談支援事業

障害児相談支援事業とは、障害児の自立した生活を支え、障害児またはその保護者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、障害児またはその保護者の選択に基づき、適切なサービスが多様な業者から総合的に効率的に提供されるよう配慮して行われるものである。相談支援専門員は、本人（保護者）の希望に基づいてその支援のあり方やインフォーマルな支援も含めた総合的な計画（サ

ービス等利用計画)を策定する。住み慣れた地域で継続して生活するために、地域の障害福祉サービス事業者等の関係者と広くネットワークをつくり、チームアプローチの視点をもって支援を展開していく。

## (2) 保育所等訪問支援事業

保育所等訪問支援事業とは、保育所等(保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設)を現在利用中の障害児が、保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進するものである。

訪問支援を実施するにあたっては、利用者の希望および訪問先施設の希望を勘案した上で、個別支援計画を作成し、保護者の同意を得たうえで、計画に基づいて支援を実施するものである。訪問支援の頻度は概ね月1～2回とし、6ヶ月程度経過後に支援計画の見直しを行うものとする。

## (3) 障害児等療育支援事業

障害児通所支援、障害児入所支援、または障害福祉サービス等を利用してない障害児を対象に、その地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる支援体制の充実を図るとともに、他の療育機関等との重層的な連携を図ることで、障害児及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とするものである。

事業の内容として、対象児の居宅に訪問して相談・指導を行う訪問療育等指導事業、対象児を外来の方法により各種の相談・指導を行う外来療育等指導事業、障害児通所支援を実施する事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に対し、障害児の療育に関する技術的指導を行う施設支援指導事業がある。いずれの事業も児童発達支援センターの専門性を十分に生かし、地域の障害児療育の中核的な役割を果たしていくものとする。

## 3章 療育の内容

### 1、保育の内容

#### (1) 保育のねらいおよび内容

##### **生活**（睡眠・食事・排泄・着脱など）

###### <ねらい>

寝る、食べる、排泄するという生理的な基盤を整え、安定した生活リズムの中で心身の発達が促される。しっかりと遊び、着脱や食事、排泄などに気持ち良く向かい、身辺自立の力を培う。

###### <内容>

- ・一人ひとりの子どもの睡眠リズムを知り、年齢・身体状況に応じたリズムが作れるようにする。
- ・一人ひとりの子どもの排泄状況をつかみ、気持ちよく排泄することから最終的には自立に向かうようにする。
- ・食事の形態・量に配慮し楽しい雰囲気の中で食事に向かうことを大切に充足感を味わう。
- ・身体機能に応じて大人が援助し、自分でできることを自分でやる力をつけていく。

##### **全身活動**（身体を動かす遊び）

###### <ねらい>

子どもにとって全身を使うあそびは実感を伴ってわかりやすい活動である。身体を動かすことで喜びを感じると共に、運動機能の発達が促される。自分の身体をしっかりと使ってあそぶことは、幼児期の大切な目標となる歩く力を高め、足腰をはじめ、全身のバランスを養っていく。肢体不自由児の場合、自ら身体を動かすことに制限はあるが、子どもの持つ身体機能に合わせた運動あそびに取り組むことが重要である。また、身体機能の発達は、心の発達と関わりながらことばの発達にも結びついていく。

###### <内容>

- ・戸外での遊び…外気に触れ光や風・土など自然を身体で感じる。
- ・ブランコや滑り台などの遊具や乗り物（三輪車・自転車など）でのあそびを楽しむ。
- ・室内での遊び
  - (ア) 集会室等で体育遊具を使って、登る、すべる、渡る、くぐるなどいろいろな身体の動かし方を経験していくあそび。
  - (イ) トランポリンや吊り遊具を使った感覚運動あそび
  - (ウ) 音楽に合わせて身体を動かすリズム遊びやくすぐりなどのふれあい遊び

##### **手指の活動**

###### <ねらい>

手・指は、いろいろなものに働きかける運動器官であると同時に、外界の変化を知るすぐれた感覚器官でもあり、言葉の発達とも深い関係を持っている。身の回りのものに興味関心を持ち、自ら働きかけることで素材が変化する事を知り楽しみながら手指を使っていく。また、さまざまな制作活動や描画などの表現活動を通して、イメージを膨らませたり、道具の扱い方を知ったり、手指のコントロールを経

験していく。

<内容>

- ・子どもにとって、働きかければ様々に変化する素材（水、砂、土、泥、小麦粉粘土、寒天、片栗粉、など）は魅力的であり、発達の栄養素ともいわれている。こうした素材を使ったあそびに子どもたちが自ら関心持ち、取り組めるよう工夫する。
- ・描画や制作活動においては、子どもの手指の機能に応じて、使いやすい道具（バネばさみ、プチマジなど）や姿勢保持がしやすい椅子などの配慮をする。

**社会性**（人との関係・ことばなど）

<ねらい>

心身の発達は、子どもをとりまく周りの大人たちとの信頼関係を土台に促されていくものである。大人との信頼関係を築き、大人への期待や友だちへのあこがれの気持ちを育てる。また、友だちとのぶつかり合いの中から、相手の気持ちや社会のルール、物事のよし悪しにも気付いていく。

周りの人との安心できる関係の中から、相手に伝えたい気持ちを膨らませ、身振りや言葉、視覚的な支援によるコミュニケーションの力を育てていく。

<内容>

- ・親子関係の安定を図る。
- ・子どもの思いに寄り添いまずは担任が安心できる大人となるようにする。
- ・担任との信頼関係を土台にその他の大人へと関係を広げたり、友だちへの興味関心を深めていく。
- ・子どもの思いが受け止められる経験をたっぷりと保障する。
- ・子どもの出すサインに気付き、伝わった経験を積み重ねる。
- ・言葉だけでなく、身振りや絵カードなど視覚的にわかりやすく伝える工夫をし、いろいろなコミュニケーション手段を使ってやり取りを楽しんでいく。

## （２）保育実施上の配慮事項

一人ひとりの子どもの発達過程を踏まえ、ねらいや内容を計画すると共に、環境・安全面に配慮する。

### ① 保育に関わる全般的な配慮事項

- ・子どもの心身の発達や障害の程度などの個人差を踏まえるとともに一人ひとりの子どもの思いを受け止め支援すること。
- ・児童発達支援センターとして専門的な支援を行うために、子どもの健康面、運動機能面等、他職種との連携を図ること。
- ・子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行うことを大切に、達成感が持てるよう見守りながら適切に支援すること。
- ・新入園児については子どもにとって園が安心できる場となるよう、できるだけ個別に対応し園になじんでいくようにすること。
- ・保護者との信頼関係を築きながら保育を進めるとともに、保護者からの相談に応じ、保護者への支

援に努めていくこと。

## ② 環境・安全面に関わる配慮事項

### 安全・環境整備

- ・毎日園庭や室内を点検し安全な環境を設定する。月に一度、遊具や室内環境等チェックシートで確認しながら安全点検を行い危険箇所は迅速に整備・修繕する。保育準備の際にも、遊具の固定具の緩みやはさみ等教材の管理を適切に行い怪我の防止に努める。また、事故を減らし、予防するために、『ヒヤリ・ハット』事例を収集・分析し、各園・事業団全体で共有し合う。
- ・筋力の弱い子どもや注意力の散漫な子どももいるので、発達や障害特性を考慮し環境を設定する。また、子ども同士のトラブルについては、原因や背景を分析し、環境やあそびの内容についても検証する。
- ・障害特性に応じた配慮として、スケジュールなど視覚的な支援も取り入れる。

### 危機管理

#### <プールあそび>

- ・プール等水あそびでは、家庭と連携し、当日の体調を把握する。
- ・楽しい反面少ない水量でも事故につながる恐れもあり、目を離さずに全体を観察する職員・あそびを広げる職員と役割を分担し連携する。
- ・過敏で怖がり子どもには、急に水をかけたりなどの過激な関わり方は控えるなど、子どもへの配慮を心がける。
- ・入水前に外気温と水温を確認し、感染予防のためシャワーを浴び、塩素の濃度を確認してから入水する。毎日掃除をして、新しい水に入れ替える。

#### <園外保育>

##### 子どもと職員だけの園外散歩など

- ・職員は必ず携帯電話を持ち、非常事態に備えておく。
- ・名札付きのスモック・帽子を着用し、人数確認を適時に行う。万が一迷子になった時は園に速やかに連絡し、マニュアルに従って捜索および他の園児の安全確保にあたる。
- ・事前に行き先や交通ルールを伝え、楽しい見通しを持って安全に取り組めるようにする。

遠足などの園外行事は、親子での参加を徹底し、安全面に配慮する。迷子や予測できない行動にも臨機応変に対応できるような連携と体制を考えておく。

#### <行事>

##### 運動会、日曜参観など

家族や地域住民の参加もあるため、不審者・防犯対策として受付を行ない、出入りの際は門扉で職員が常時確認する。プライバシー保護のため、壁面やロッカーなど記名してあるものや顔写真などは見えないようにする。

### <バス添乗>

送迎バス添乗者は、乗車時子どもたちが保護者と離れる不安を受け止め、安心感が持てるようにし、視診で子どもの健康状態を的確に把握する。事故防止のため、乗車したらすぐにチャイルドシートに着席またはシートベルトを装着させ、走行中や停車中も危険がないように見守る。チャイルドシート・ジュニアシートの確保やタイヤ変更など安全に送迎できるようにバス会社とも連携を図る。

### <クッキング保育>

五感を通して食へることへの関心や意欲が育つことをねらいに取り組む。子どもが調理を体験する場合は、衛生・安全面での事故を防止するため、クッキング保育マニュアルに従って、服装・爪切り・手洗い等の衛生面、また、調理器具を使用する際の安全面の指導に留意する。

## 2. リハビリテーションの内容

### (1) 通則

リハビリは医師の指示に基づく医療行為であり、医師の指示に従いリハビリを開始し、子どもに対しての目標、プログラム、実施内容、経過等を医師に報告しなければならない。

### (2) 児童発達支援センターにおけるリハビリのねらい

- ・一人ひとりの子どもの発達の状況、本人や家族のニーズにあわせた発達支援、育児支援を通じて、家族も含め、利用者の生活が豊かになることをねらいとする。
- ・子どもの障害や発達の状態、保護者のニーズに沿った内容かを随時、保護者と確認、見直しながら実施していく。
- ・また、個別リハビリでの評価や支援を家庭や園生活（保育）場面に汎化するよう、多職種との連携を密に行う。

### (3) 各職種のねらいと内容

#### ① PT（理学療法）

##### <ねらい>

- ・子どもたちが主体性を発揮できるよう、基本動作（姿勢保持、姿勢変換、移動など）の力を育てると共に、二次障害の予防に努める。
- ・家族のニーズに配慮し、介助方法や家庭での環境設定のアドバイスなど、家族への支援をおこなう。

##### <内容>

- ・主体的な生活につながるような目標を設定し、主に基本動作への評価ならびにアプローチを行う。
- ・主体的・能動的な活動を引き出す環境設定をおこなうとともに、成功体験や達成感を得られるようアプローチをおこなう。
- ・獲得した基本動作を家庭でも自発的に、また繰り返し行えるように、家庭における環境設定や家族への介助指導などをおこなう。
- ・目的に応じた補装具の選択ならびに使用場面の検討を行う。

- ・変形などの二次障害を予防するために、成長にも留意しながら、姿勢設定や介助の配慮点について検討を行う。

## ② OT（作業療法）

### <ねらい>

- ・家庭や保育、外出先などさまざまな生活場面において、子どもとその家族が、意味を見出している作業をうまく行うことができるよう支援する。

それらの作業の実現によって家族も含めた利用者の生活が主体的かつ豊かになるように支援する。

### <内容>

- ・日常生活活動、遊び、休息など生活を構成する作業の中で、子どもがやりたいと思う作業、もしくは保護者がしてほしいと思う作業を情報収集し、目標を抽出する。
- ・作業がうまくいかない理由を評価、分析し、生活や保育場面において実施可能な方法（介助方法、環境設定など）を保護者、多職種とともに模索し、それぞれの場面での成功につなげていく。

## ③ ST（言語療法）

### <ねらい>

- ・子どもがさまざまな生活経験を通して自己の力を発揮し有能感を育めるように、子どもや保護者のニーズをもとに、主に食事やコミュニケーションの発達を支援する。また、保護者が子どもの理解を深め、安定した親子関係が築けるように、多職種や他機関と連携しながら支援する。

### <内容>

- ・子ども、大人、環境等、さまざまな要因を多角的に捉え、子どもの発達を支援する。
- ・聴覚、認知、運動、口腔、言語、コミュニケーション等、さまざまな側面から評価し、摂食・嚥下機能および言語・コミュニケーション機能の発達を促進する。
- ・安全かつ楽しく食事ができるように、多職種と連携し、より適切な食事環境（栄養、食事姿勢、食事形態、食器、介助方法等）を提供する。
- ・関わりや環境を工夫し、子どもが楽しめる活動や遊び、実用的で実感のもてるコミュニケーションを実践し提案する。

## (4) 福祉型児童発達支援センターでの取り組み

- ・保護者と子どもの現状、目標を確認し、ニーズに沿ったリハビリ内容を展開する。
- ・障害特性から由来する経験不足に対し、子どもの意欲や自信の向上につながる課題を保育や家庭生活に提示し、汎化していく。また、生活場面で使用する機器類の設定、援助方法の検討、対応を行う。
- ・必要に応じクラス担任とセラピストで会議を設け、情報共有し、具体的な取り組みなどを検討する。

## (5) 医療型児童発達支援センターでの取り組み

※上記福祉型児童発達支援センターでの取り組みに加え、

- ・園生活や家庭生活場面での姿勢や機器類の設定、援助方法の検討、対応を行う。



- ・保護者から聴取に基づいたADL会議、ケースカンファレンスを実施し、各職種における目標、具体的取り組みを確認し、共通目標を確認する。
- ・個別支援計画をもとにリハビリ懇談を年間2回実施する。

#### (6) リハビリに関わる配慮事項

- ・子どもが、個別リハビリ及び園生活を安全にかつ快適に送れるよう、周囲の環境整備に努める。
- ・子どもが培ってきた生活時間・年齢・状況に合わせて実現可能な課題の提示を行う。
- ・保育士・医師・看護師・管理栄養士等、関係職種で情報共有をし、協働して課題を検討する中で、役割を明確化・分担してよりよい支援体制を構築する。
- ・医療機関での入院加療や手術、補装具・日常生活器具作成等、園および家庭での生活を快適に送れるように他機関とも連携を図る。
- ・経年的な子どもの実態を知るために、他施設・他機関と相互に経過・経緯の把握を引き継ぐよう努める。

#### (7) 保護者支援

##### ① 保護者に対する支援の基本姿勢

- ・保護者の意向を尊重し、子どもを中心としたチームの一員として情報を共有する。
- ・保護者の心理的側面に配慮し、子どもの障害特性や経過をもとに、将来を見越した配慮と適切な支援を行う。

##### ② 保護者に対する支援内容

###### ・保護者学習会の実施

年度始めに年間計画を立て、保育者とも必要な情報を話し合い、調整しながら進める。テーマに応じて専門職種の協力を得ながら、栄養、食事、排泄、更衣、あそび、コミュニケーションなどについて保護者学習会を実施する。

###### ・サポートブック作成の協力

就学や就園の際に他施設の方に子どもの現状や目標を伝える手段として、保護者がサポートブックを作成することを支援する。

## 第4章 療育の計画および評価

### 1. 療育の計画

#### (1) 個別支援計画の考え方

個別支援計画は、子ども一人ひとりに対し、目標をもち、一人ひとりを大切にしたい療育を目指し、作成するものである。作成にあたっては、子どもの障害、発達過程、生活状況を十分にふまえ、保護者の願いを聞きとったうえで、療育目標、それに関連する支援内容・方法を具体化していくことが大切であり、療育者と保護者が共通認識のもとに、子どもに関していく手がかりとなるものである。

#### (2) 個別支援計画の作成と評価

年3回（4月・6月・11月）作成。

作成した個別支援計画をもとに、保護者と懇談を実施し、計画の確認、見直しを行う。

#### (3) 福祉型児童発達支援センターにおける計画表の内容

以下の5項目における現在の姿（現状）と課題について記載する。

1. 基本的な生活習慣（生活リズム・食事・排泄・着脱）
2. 遊び（全身活動・手指活動・自由あそび）
3. コミュニケーション（表現・理解）
4. 対人・社会性（大人・友だち・集団など）
5. 健康

#### (4) 医療型児童発達支援センターにおける計画表の内容

以下の項目、領域における現在の姿（現状）と課題について記載する

1. 基本的な生活習慣（生活・食事・排泄）
2. 遊び（全身活動・手指の活動・社会性・コミュニケーション）
3. PT
4. OT
5. ST
6. 健康（看護師）

#### (5) 計画作成上留意すべき事項

- ・子どもの発達過程や障害、生活状況を把握し項目毎に簡潔に記載する。
- ・さまざまな場面で示す子どもの姿を担当、職種間で共有、確認しあい、集団での討議を経て作成する。
- ・子どもの全体的な発達を促していくという視点をもつこと。
- ・保護者と共有できる目標や支援内容であり、子ども自身が達成感を持てる内容であること。
- ・卒・退園時における引き継ぎ資料になりうること。

## 2. 療育内容の自己評価

### (1) 職員の自己評価

職員は、自らの業務を振り返って次のよりよい実践につなげるため、定期的に業務の評価を行うものとする。

#### ① 「個人としての評価」

- ・「人事評価制度」に基づき、目標の設定と自己評価を行う。  
作成した評価シートをもとに上司と面談を行う。(前期・後期)  
詳しくは、事業団人事評価実施マニュアルを参照。
- ・外部機関での研修受講

#### ② 「集団としての評価」

児童発達支援センターでの業務(療育)はチームで連携して行うものである。そのため、集団としての業務評価も必要である。

- ・ケースカンファレンス(医療部門、多職種間)
- ・学識経験者による療育実践の評価・検討会
- ・保育カリキュラム策定
- ・前期業務のまとめ
- ・年間業務のまとめ

年間のまとめについては、全職種から年間業務の評価を書面や会議にて報告をし、来年度の課題を共有、検討を行う場とする。

### (2) 施設の自己評価

療育の質を向上するため、施設としての自己評価をおこなう。

#### ① 事業計画策定

事業団の運営方針に基づき、各部門ごとに職員全体で前年度の評価をおこない、その上で年度の事業計画を策定する。

#### ② 利用者アンケート

利用者(保護者)アンケートを毎年実施する。結果については、公表すると共に、職員間で共有し今後の療育にいかしていく。

#### ③ 「福祉サービス第三者評価」受審

各園、順次受審し、療育の充実をめざす。また、その評価結果については利用者や地域社会に公表する。

## 5章 健康および安全

### 1、子どもの健康支援

#### (1) 看護の目的と主な支援内容

##### ①医療型児童発達支援センター

対象：肢体不自由児・重症心身障害児

子どもの特徴として、わずかな外的変化で体調を崩す適応力の幅の狭さや生理的発達基盤の弱さがあり、なかには医療ケアを多く必要とする超重症心身障害児(準超重症心身障害児)も含まれる。

目的：生命の基礎機能を維持し、療育を受ける基礎となる健康をつくる。

主な支援内容：生活リズム・呼吸・循環・栄養・排泄・体温調節の確立。

##### ②福祉型児童発達支援センター

対象：知的障害児・自閉症スペクトラム障害

子どもの特徴として、不調や疼痛を自ら訴えることの難しさがある。

また、疼痛などを感じる感覚鈍麻により、児が疼痛を認識していない場合がある為、日常的な観察が必要とされる。

目的：常に成長発達している子どもの心身共の健康維持・増進を図る。

主な支援内容：日々の観察を行い、睡眠障害・偏食・体温調節など生活基盤が整いにくい子どもが、安全で適切な環境の中で生活できるようにする。

#### (2) 健康支援

##### ①定期的な健康管理

###### ㊦診察・検診

小児科診察や検診（歯科・耳鼻科・眼科）などを実施し、ひとりひとりの健康状態を把握する。また、保護者子どもの健康状態を伝え適切な指導をする。

小児科診察では、日常的な健康状態やかかりつけ医での受診状況などを報告し、日常的な健康管理も含めた診察が行えるようにする。

###### ㊧個別支援計画

年3回個別支援計画作成時には、保育担任・セラピスト・管理栄養士とともに子どもの状態を確認し情報共有する。その上で、健康面の課題を明確化し保護者に指導・実践する。

##### ②日常的な健康管理

###### ㊦健康状態

保護者と連絡・確認しながら、子どもの健康状態を観察する。不調時は、状態を把握し適切な処置を行い、投薬が必要な場合は医師の指示のもと実施する。また、状態に合わせて療育への参加方法を考慮するとともに、早退や医療機関への受診の必要性を判断し、保護者に連絡する。

### (3) 他職種との連携

- ①子どもの健康状態の把握については、保育担任・セラピスト等の各職種と密に情報交換する。
- ②月1回の身体測定結果や摂食状況より栄養状態を評価し、管理栄養士・セラピストと情報共有の上、食事形態・内容の調整や保護者への指導を実施する。
- ③他職種との情報交換から、家庭での生活環境を正確に把握する。状況に応じてケースワーカーや保育担任と連携し、面談や家庭訪問を行い指導する。

### (4) 保護者支援

- ①個々に必要な健康レベルに応じた健康管理を保護者と共に確認しながら、体調の変化やサインが把握、理解できるように支援する。
- ②定期的、必要時学習会の実施や健康だよりの発行などで必要な状況や情報提供する。

## 2、環境および衛生管理

わずかな外的変化で体調をくずす適応力の幅の狭さや生理的発達基盤の弱さから、感染に対して遷延化・重篤化しやすい児が多い。また、療育をする場（園）は多くの子どもたちが生活を共にする集団であるため、日頃より衛生管理に注意を払い、感染症の拡大を予防する。

### (1) 環境調節

#### ①快適な環境

- ・室温、湿度の管理
- ・空気清浄器や加湿器の使用

### (2) 感染症対策

#### ①感染症対策委員会

メンバー：医師・施設部長・事務局長・各施設長

看護師・保育代表・管理栄養士・調理師員。

開催頻度：年1回（新たな感染症対策が必要な場合には臨時開催）。

会議内容：職員や園児の感染症発生状況や対策、衛生管理の実際を確認。

衛生マニュアルの改訂（随時）。

#### ② 感染症対策マニュアル

㊦任意ワクチンを含めて予防接種を積極的に推奨。

㊧園内での感染症流行時には、感染ルートの把握を行い、感染拡大防止対策を実施する。

㊨特定の感染症発生や接触があった場合の一定の登園停止期間を設定。

㊩感染症罹患時の登園再開基準の明確化。

㊪保護者や職員が媒介する可能性のある感染症についての対策は、学習会を通して周知徹底。

#### ③衛生管理

衛生マニュアル

- ・標準予防策（スタンダードプリコーション）の実施。
- ・清掃方法、消毒方法の周知徹底。

### 3、安全管理

医療処置や投薬等の医療的ケアを必要とする子どもも多く、さまざまな医療事故が発生する可能性がある。また、外傷や身体的異変が起こった場合にも、自ら訴える事が難しい子どもが多く、発見が遅れ重症化する事も考えられる。事故発生時の迅速な対応に向けての日常的な準備が必要となる。

#### (1) 事故の予防

##### ①安全点検

医療機器の定期チェック：AED など救急処置物品が正常に作動するか月 1 回点検する。

##### ②事故防止対策

ヒヤリ・ハット：事故にはいたらなかったが、事故につながる可能性のある事例について「ヒヤリ・ハット報告書」を記載し、未然に防ぐ対策を具体的に立案し実施する。

#### (2) 事故後の対応

①医療事故：投薬ミス・処置間違い・医療機器の誤作動などが発生した場合は、医師の指示のもと処置を実施する。

事故発生後は事故の発生要因を分析し（「事故報告書」の記載）、再発防止策を立案しマニュアル化する。

②その他事故：外傷や誤飲・誤嚥などが発生した場合は、園内で処置を行い降園まで経過観察し、帰宅後の経過観察を保護者に依頼する。

状況に応じて、応急処置後医療機関を受診する。

### 4、給食

#### (1) 児童発達支援センターにおける給食（食事）の目的

##### ① 食べる楽しさを軸に「食べる力」の土台を育てる

楽しい雰囲気の中で友だちや大人とコミュニケーションをとりながら、意欲的に食べ、「食品や献立の幅を広げていくこと」と「できる限り自分の力で食べることができるようになること」を目標に取り組む。

##### ② 障害に応じた給食の提供を行なう

「口腔機能や強い偏食」に適した「形態や献立」の工夫を積み重ねている。

##### ③ 健やかな心身の成長・発達とより豊かな食生活につなげる

平成17年度に制定された食育基本法に基づき、「乳幼児期の食事の大切さや正しい食知識」を日々の給食場面や栄養食事指導を通して保護者や子どもたちに伝える。

#### (2) 児童発達支援センターでの給食（食事）

##### ① 栄養管理について

「日本人の食事摂取基準」を活用しながら、施設の栄養給与目標量と個別の栄養給与目標量を算出し、共通献立を作成している。

##### ② 安全・安心な給食（食事）作り

「堺市児童発達支援センター給食衛生管理マニュアル」に基づき、食材の調達から調理完了までの調理場内衛生管理の徹底を行っている。

③ アレルギー除去食

医師の意見書に基づき、できる限り普通食と変わらないように工夫し、除去食献立を作成している。

保護者・職員間で共通認識のもと、食事場面においても誤食なく安全な食事提供を行っている。

④ 治療食について

厳格な食事制限が必要な場合は、制限内であってもより豊かな食生活を経験できるように工夫しながら、食事提供を行っている。

## 5、危機管理

(1) 台風、地震等の自然災害については、「南こどもリハビリテーションセンター、北こどもリハビリテーションセンター、えのきはいむ防災計画」参照

(2) 火災、不審者、自由外出児等、不測の事態については、各園の各種マニュアルにより対応する。

種々の危機に対するマニュアルの整備・見直し、および対応訓練を随時行う。

平成 25 年 4 月 1 日改訂

平成 26 年 4 月 1 日改訂

平成 28 年 4 月 1 日改訂

平成 29 年 4 月 1 日改訂

合同の取り 組み・行事	誕生会、保護者参加行事（夏祭り、運動会、遠足、5園さくらフェスタ、日曜参観など） 季節の制作・・・こいのぼり、クリスマス飾り等	
	0～2歳	3～5歳
保護者と ともに (親子保育 の目的)	子どもが、保護者とともに楽しく笑顔で遊ぶ。新しい活動は、保護者を心理的支えにしつつ、少しずつ経験し、楽しめるようになる。保護者は、園の様々な取り組みに子どもとともに参加する中で、わが子の現状を受け止めながら、安心して育児にとりくめるようになる。	
生活	食事	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
	排泄	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
	着脱	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
	生活リズム	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
あそび	全身活動	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
	手指活動	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
	社会性・集団づくり	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。
その他	保護者以外の大人ともリラックスして食べる。友だちや先生と一緒に食べる給食の雰囲気を楽しむ。 スプーンを自分で持って食べる。自分でスプーンを持つことが難しい子どもも、視線や身振りなどで自分の食べたいものを介助の大人に伝えて、より主体的に食事に迎えるようにする。 給食準備や片付けの手伝いにも取り組む。	



福祉型児童発達支援センター 年間保育計画

合同の取り 組み・行事		朝の全体合同（体操、歌のつどい、行事前の見通し）、誕生会、保護者参加行事（夏祭り、運動会、遠足、日曜参観など） 季節の制作・・・こいのぼり、クリスマス飾り等、グループ保育		
		年少（新入園児）	年中児	年長児
生活	食事	給食に慣れる。落ち着いた環境づくり。 年度当初：個々の様子把握、個別対応。 スプーンを促す。 夏：おなかをすかせて食べられるものは着席して食べる	楽しく着席して食べる。 スプーン（三指持ち）使用。 給食準備の手伝いにも取り組む。自分の食器の片付けにも意識を向ける。	落ち着いて食事に向かう。 スプーン使用（三指持ち）→操作向上。個々に応じて箸を経験していく。 配膳、片付けを習慣づける。給食場面でお手伝いの当番活動を取り入れる。
	排泄	4～5月：オムツ、パンツ併用。 少しずつトイレに慣れ、1学期クラス懇談で保護者に説明後パンツですごす日を増やしていく。排泄後の手洗いを大人と一緒にする	パンツですごし定時排泄に取り組む。個々に応じて自立に向けた取り組み。 下衣を脱ぎきらずに、男児は立位の経験。 排泄後の手洗いを意識していく。 登降園のパンツをすすめる。	女子は和式トイレを経験する。男子は立位をすすめる。 前だけ下ろす。 排泄後の手洗いを自分でする。 登降園もパンツ。
	着脱	個々に合わせて取り組む。大人と一緒に着脱をする。排泄時や身体測定に着替えを丁寧に取り組む。	大人が見守り、衣類の着脱に自分で取り組む。 脱いだものの片付けも意識していく。	環境を整えて、自分でやりきることを増やしていく。 汗や汚れたら自分で着替える。上着の着脱。就学を見通して「立ってはおく、シャツを入れる」ことも意識する。
	その他	午睡、休息をとる。 大人と一緒に朝はかばんを部屋まで持ってくる。 個々に合わせて朝の支度に取り組む。	できることは自分でするようにする。クラスで朝の準備の内容を確認し、習慣づけていく。	自分のことは自分でする意識を高める。自分の持ち物は自分で管理する。
あそび	全身活動	歩く、走るの充実。体幹機能を高める→ ・園庭の遊具を大人と楽しむ。 ・よつばいをたくさん経験する。（マット登り、トンネルくぐり、はしご登り） ・大人と一緒にボール遊び ・バンバン等安定した乗り物で繰り返し遊ぶ ・リズム遊び、ふれあい遊び ・組遊具(低い設定から。姿勢の変化) ・揺れ遊具で大人と一緒に心地よさを感じる。 ・プールでは水に慣れる。	分離した動きへ→ ・シーソーやブランコを一人で楽しめる ・体操、音楽に合わせて身体を動かす。模倣遊びの充実 ・的にボールを入れる ・三輪車、キックボードに乗る ・平均台（低→高、広→狭）、飛び石渡り、跳び降り（目的の所に跳び降りる）、はしご（大）のぼり、太鼓橋…安定して登って降りられる ・プールを楽しむ	身体（手と足）の分離ができる。道具を使って総合的な運動をする。運ぶ、目標めがけて跳ぶ、投げる。 ・マット運動 ・ルールのあるボール遊び（サッカー、野球など） ・自転車などいろいろなのりもの ・ケンケンパ、片足立ち ・のぼり棒、滑車遊び、縄跳び、鉄棒 ・プールで大胆に遊ぶ(もぐる、泳ぐ) ・円周かけっこ ・リズムでいろいろな動きや姿勢
	園外保育	親子散歩（園外散歩、公園） 手をつないで歩く、散歩者に乗って近隣に出かける経験	親子散歩（園外散歩、公園） 手をつないで歩く、いろいろな遊具の経験	散歩（手つなぎでしっかり歩く・交通ルールを意識する） 買い物に行く、電車に乗る、はがきを出しに行くなどの目的がわかりやすい活動。
	手指活動	・様々な感触遊び(粘土、粉、砂、泥、寒天、片栗粉)を経験する。絵の具では、まず正しい道具の使い方を教える（筆、ローラー、タンポ） ・マーカーでお絵かき（自由画、イメージ） ・ポットン落とし、クルクルチャイム、クーゲルバーン（入れる、つまむ） 制作物・・・シール貼り、指のり、ばねつきばさみで1回切り等のシンプルな活動中心に。	・一人ひとりに遊びの保障ができるよう材料（粘土、ブロック等）を用意し、一人一人がイメージを広げて遊ぶ。 ・絵の具あそびを楽しむ。 ・はさみの一回切り～連続切り。 ・お絵かき ・作った物で遊ぶ ・2つの過程（切って貼るなど）を経験する。	・総合的な活動（切ったもの貼る、作ったものでお店屋さんごっこなど） ・塗り絵、はさみの連続切りなど 制作物・・・紐通しやステンシルなど少し難しい活動を取り入れる ・粉、ぬたくりなど大胆な感触あそび ・粘土で〇〇を作る
	クッキング	給食（食べること）につながる取り組み。大人が作るのを見る活動。親子クッキング	道具を使って簡単な調理（混ぜる、焼く、ひっくり返す等）を自分でする。親子クッキング。	材料を切る等の調理にも挑戦する。野菜を育てる、買い物に行く等のクッキングにつながる活動
	その他	生活の中で簡単なお手伝いをする。 （友だちに渡すなど）	お手伝い活動 （おやつ運びや牛乳運び）	クラス内での当番活動 園全体の中での役割を担う（マイク当番、運動会の取り組み）、保育所交流
視覚支援	・スケジュールの提示 ・いつもと違う日課はより丁寧に知らせる。行事前にはおはなし、ごっこあそびなどで見通しをもたせる。 ・ことばや身振り、写真を添え実物の提示、次の活動の予告。 ・自分のロッカーや持ち物など自分の場所や物を分かりやすくするために自分のマークをはる。	・スケジュールの提示 ・生活場面で個々の必要性に応じて視覚的支援を行う。次の活動への見通しをつくる。 ・「トイレに行きたい」等、子どもの意思表示手段として使えるように大人が写真、身振り等を提示していく。 ・自分のロッカー、持ち物などマーク（必要に応じて顔写真）をはり、自分のものや場所を定着させる。	・スケジュール・カレンダーの提示（楽しい保育への見通し、少し先のこと） ・いつもと違うことをする時（宿泊保育などの行事）は、写真だけでなく、絵、文字、時計などを取り入れながら、子どもがわかりやすいように楽しい見通し作りをする。 ・複数の工程があるときや初めて取り組む物は、手順を分かりやすく手順表を使う。 ・要求などを大人に伝える意思表示手段として写真・カードなどを使う。	
親子参観	親子保育の充実・・・親子登園 日曜参観：親子で一緒に遊べるあそび（ふれあいあそび、簡単なおもちゃ制作、粘土あそび） プール参観	親子保育の充実（親子一緒に参加型だけでなく、参観型など取り入れながら保護者と普段の様子を共有していく。子どもは、親子保育の中でも普段の姿を出せることを願って親子保育を積み重ねる。）	日曜参観など・・・少し難しい活動を親子で取り組む。例：作った物で遊ぶ、ゲーム的な遊び プール参観（普段の姿を見てもらう・交流会）	